

目的別預金「ためる預金」規定

1. (概要)

目的別預金口座「ためる預金」（以下「本口座」といいます。）は、通帳およびキャッシュカードを発行しない普通預金口座であり、主としてお客さまが特定の目的のために資金を積み立てることを目的とします。

本口座は最大5口座まで開設することができます。口座を開設する際は、ちばぎんアプリ上で所定の方法による申込み手続きが必要となります。

2. (お取引の制限等)

本口座では、ちばぎんIDの申込代表口座（以下、「振替元口座」といいます。）との間でちばぎんアプリを通じた資金の振替のみご利用になれます。そのため、普通預金規定第1条から第5条の定めにかかわらず、当行本支店窓口や現金自動預入・引出兼用機（ATM）ではお取引できません。

また、各種料金の自動支払い、給与・年金および配当金の自動受取口座としての指定、「ちばぎんマイアクセス」への登録もできません。

3. (口座振替)

- (1) 口座振替の振替日、振替金額、振替方法等は、ちばぎんアプリを通じてご指定のとおりとします。なお、振替日が銀行の休業日の場合は、翌営業日に振替となります。振替日が月末などで当月の暦に存在しない場合は、その月の最終日を振替日とします。また、口座振替は当行所定の時間に行い、同日に行われる他の入金や口座振替等との順番は指定することができません。
- (2) 口座振替に際して、振替元口座の残高が振替金額に満たないとき（振替元口座が総合口座の場合で、貸越金が発生または増加するときを含みます。）は、口座振替を行いません。
- (3) 振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、振替日の前日までにちばぎんアプリにて所定の手続きにより届出ください。振替日の当日は振替日、振替金額等を変更できません。

4. (届出事項)

名称、住所、その他の本口座の届出事項は振替元口座と同一となります。届出事項に変更があったときは、当行所定の方法によって届出ください。

5. (目的別預金の解約等)

本口座の解約はちばぎんアプリから所定の手続きにより申出するものとし、口座解約の手続きを行った場合、本口座内の残高は、全額振替元口座へ入金されます。
本口座の解約をしないまま、振替元口座を解約することはできません。

6. (普通預金規定等の適用)

本規定と普通預金規定の定めが重複する場合、本規定が普通預金規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については普通預金規定、休眠預金等活用法に関する預金取引規定、およびその他当行が定める預金取引に関する諸規定にもとづいてお取り扱いします。

以上